

第7回静岡市葵消防署管内建物火災事故調査委員会 議事録

1 開催日時

令和5年5月24日（水）13時30分～16時45分

2 開催場所

静岡市消防局庁舎 4階 大会議室

3 出席者

(1) 委員長

中西 美和（慶應義塾大学 理工学部管理工学科 教授）

(2) 委員

伊藤 彩子（総務省消防庁消防大学校 教務部教授）

大豆生田 顕（東京消防庁安全推進部安全技術課 安全技術課長）

村井 浩（静岡県危機管理部消防保安課 課長代理）

宮田 真人（静岡県消防学校 副校長兼教務課長）

(3) 事務局

警防部長、警防課長、安全対策課長、警防課参事、安全対策課参事、警防課員、安全対策課員

(4) 参加者

消防次長、消防部長、消防局参与（消防担当・警防担当）、救急担当部長、葵消防署長、駿河消防署長

4 事故調査委員会

(1) 開会

(2) 黙祷

(3) 委員長挨拶

慶応義塾大学の中西でございます。

本日、第7回静岡市葵消防署管内建物火災事故調査委員会を開会したいと思います。

皆様、こんにちは。事務局におかれましては、本日のご準備をいただきありがとうございます。また、委員の先生方におかれましては、本日お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は第7回目の委員会の開催ということで、かなり大詰めに入ってきたところではありますが、分析、原因、そして再発防止策の取りまとめに向けて、取りこぼしのないような活発なご意見をよろしくお願ひしたいと思います。

(4) 検討事項

●中西委員長

本日、委員会の流れにつきましてですが、資料1の「1火災・事故の概要」と「2事実情報」は、基本的には事実事項の修正が済んでいることから、「3分析」と「4結論」を中心に行っていきたい。

「3分析」の検討は、回数を重ねてきたので、本日の委員会の中で表現は確定する。

「4結論」の分析の要約部分は、「3分析」が固まればまとめることができる。4.2の原因のところは、本日で方向性を確定させたいと考えている。

「5再発防止策」は、「3分析」が書き込まれてから、作成した方がいいと思う。

「3分析」は、便宜上私の修正案である資料2をベースに進行するが、皆さんが提出している意見と合わせて検討していく。

項目ごとに私が全文を読み上げるので各委員から意見をお願いします。

3.1について各委員から事前の意見提出はなかったので、読み上げて終わりにしたい。

(以下、作成中の報告書の文章を中西委員長が読み上げた後に各委員で検討を行った。読み上げ箇所を～の記号で示す。)

～ 3.1 事故発生の経緯 ～

私の方から「1番員が退出しなかった」を「1番員が後続して退出してこない」と訂正しました。

これで3.1事故発生の経緯は終了する。検討が必要であれば、後に発言をお願いします。

～ 3.2 1番員が何らかの理由で筒先なしで単独で火点室に入ったことについて～

ここは長文になり、「明らかにならなかった」事をどこまで記載するか?だと思う。

「明らかにならなかった」事をたくさん記載すると、何もわからなかったような印象になるため、必要最低限の箇所を記載する。例えば1番員の体調などはそれに該当する。

●伊藤委員

資料2-3の3.2(1)のドアが開いた辺りの文書の書き方を変えている。

「ドアを焼損した段階において」を追記、そして文章の順番を変更した。

その理由は、シミュレーションによりフラッシュオーバーが発生した可能性がある」と記載しているが、シミュレーション結果は後ろ盾として、最後にシミュレーション結果においてもその可能性が考えられるとした。

シミュレーションはあくまでもバックアップとしての記載とした。

●中西委員長

3.2. (1)は、火点室ドアが意図せず開き未燃ガスの引火に巻き込まれた可能性についての要因」であるが、何らかの理由でドアが内側に開いたことにより火点室が急激に延焼拡大し、その前後において1番員が火点室内に入ったということと、未燃ガスに巻き込まれたということの同等の考え方になるのか？

最初の案は、ドアが開いてフラッシュオーバーや何らかの火炎に煽られたことも含み(1)の要因としたが。

●伊藤委員

これ以上明らかにすることができなかった。に入ってしまうが、火点室ドアが開いていたことは事実であり、誰が開けたのか？開いてしまったのか？分からないが、その前後で1番員が火点室内に入ったことと、火点室が急激に延焼拡大したことに巻き込まれたのか。

●中西委員長

(1)と(2)と(3)の違いは、1番員が誤って火点室に入ってしまったこと、入る意図が無かったが扉が開いて入ってしまったことである。

私が懸念することは、(2)と(3)との区別をした方がいいと思う。

逆に、1番員、2番員そして3番員の行動よりも、火災の状況だけを記載した方がいいのか？

●宮田委員

伊藤委員の1番員が入ったというのは意識して入ったように読み取れるので、意図せず入ったことを含めて、巻き込まれたでいいと思う

もう一方で、フラッシュオーバーが起きたというのは確実性が欠けるので、シミュレーションではフラッシュオーバーのような現象は起きているが、火点室が急激に燃焼拡大するという表現の方がいいのではないか。

●中西委員長

資料2をベースにすると、「1番員がドアに触れたところ内側に押し開いた可能性が考えられる。さらに2.2.2の火点室シミュレーション結果に基づけば、火点室ドアを開放した場合」ここから伊藤委員の意見を取り入れて、「火点室が急激に延焼拡大したことから、火炎に巻き込まれた可能性が考えられる。」という表現はどうか？

フラッシュオーバーという表現を特定しないようにする。

●村井委員

3. 2 (1) の「2 番員が火点室ドアを触り閉鎖を確認している。」というところですが、前回に閉まっているかどうか？協議されましたが、資料 1 P25 の「火点室のドアを手で強く押して閉鎖していることを確認した」の箇所と同様に、文章を揃えた方がいいと思う。

議論した結果が反映している記載となるので、揃えた方が良いのでは？

●中西委員長

この辺りは、重要となる実際の表現ですので、資料 1 P25 と揃えるように表現を変更する。

●中西委員長

～ 3.2 (2) 退出するつもりで退路を誤って火点室に入った可能性について ～

●伊藤委員

資料 2－3 の (2) ですが、今まで 1 番員がホースラインを活用した退出の訓練を行っていない可能性について焦点が当たっており、結局、退出の訓練は一人で行うものでなく、隊として実施するので、「隊としてホースラインを活用した脱出要領に不慣れであったことが関与した可能性」を追記した。

結局、2 番員の退出が早かった可能性についてコメント入れているが、屋内進入した隊員は相互に確認して退出をすると思うので、隊として行っていない可能性が大きいのかと思う。

さらに、ロープの設定をせずにホースラインを活用したことが関与した可能性ですが、3.3 (1) と重複するので先に記載した方がいいと思う。

「この方法を選んだ要因については、出火から 1 時間以上が経過し、建物外観からも火災が進展状況にあることが確認されているものの、その情報が進入隊に共有されなかったこと、また、進入後の時間経過による環境変化に考えが至らなかったことなど、組織が安全性よりも迅速性と効率性を重視する活動を恒常的に許容していたことが要因となった可能性が考えられる。」と加筆した。

イ 退出時に活用するはずだったホースラインを見失った可能性の「～のとおり」は、資料 1 の P23 あり、「イ」については加筆してない。

ウ ホースラインを活用した脱出要領に不慣れであった可能性については、大幅に加筆した。

黄色ライン部分は、後の背景的要因で検討する部分をマーキングしている。

●中西委員長

ロープ設定が無くて退路を誤ったという論理が難しいのではないか。ロープ設定が無いことを要因にするのかどうか？

●伊藤委員

この内容を記載するのであれば、3.3の下に記載した方がいいと思う。

●中西委員長

であれば、この部分を3.3(1)と重複している記載にするか、全く異なった記載をするか？

3.3の方がダイレクトにロープ設定の必要性を述べている。

ここは、ロープ設定をしていないで、退出したことが大事なので、「ロープ設定」については記載しなければならない。

(2)ウには、ロープ設定をしていない事実は記載して、背景要因については後の3.3に記載するとするか？

伊藤委員の資料2-3 「イ 退出時に活用するホースラインを見失った可能性」であるが、元々、ア又はウにも入るように感じる。

内容的にあまり重要ではないように感じる。

50 cmホースを引いたことも影響があったのか確定できないことから、基本的にはウに記載されている内容のプラスアルファとして、50 cm引かれたけど明確でないことを記載したらどうか？

「ウ ホースラインを活用した脱出要領に不慣れであった可能性」は、伊藤委員の資料2-3のように記載したらいかがか？

ウに記載されている内容で、隊での訓練がされていなかった可能性で記載するほうが良いと思う。

恒常的に許容する状態であったところまで記載できるかは少し議論が必要であると思う。再発防止では記載してもいいが、今の情報でここまで記載できるかは分からない。

あと、警防活動基準に定められた屋内進入の原則、煙中進入時の留意事項及び火災防ぎょにおける安全対策から逸脱しているものと考えられると記載しているが、表現が行き過ぎているようにも感じられる。書き方に工夫が必要であるが、外れていることも事実なので、常々誰も改善しない状態であったというような表現で言葉の選び方が重要である。

●大豆生田委員

警防活動基準から逸脱しているとまで記載できないと考える。

警防活動基準を紹介している箇所ですが、事実情報でいつ付けであるか記載がないことから、記載はできないと思う。逸脱までは言い過ぎではないかと思う。

訓練の情報で、殉職した1番員が令和3年度に何を担当していたのかが分からなかった。どの部署で何をしていたのか分からないので、期間的な要素もあれば逸脱とまで言えないと思う。

ここで、恒常的にまで記載することが、分かっている事実情報の中からは言い過ぎであると思う。

安全が軽視されていることはどこかに記載する必要はあると思う。

●中西委員長

3. 1、3. 2、3. 3でこのような情報が記載されるが、逸脱しているのか？していないのか？と全体として記載した方が読みやすいかもしれない。

●伊藤委員

同じようなことを記載して背景要因として最後に記載することは一つの方法かもしれない。

一般論であるが、独自に活動要領が変化していく一番の要因は、安全よりも迅速性と効率性を重視する活動になり、そのことが許容される状態にあること。

文章は変更してもエッセンスは入れていった方がいいと思う。

●中西委員長

ある程度直接的なことを記載すると大きな話になる。一方、「こうだった」だけでは再発防止には繋がらない。

バランスを見て記載することが必要である。

今の方向性としては、細かい事実だけは記載していき、後に背景要因として大きく記載する。

～ 3.2 (3) 火点室を確認するためドアを開放したところ未燃ガスの引火に巻き込まれた可能性 ～

●大豆生田委員

「火点確認」ですが「火点室の確認」が「火点室内の確認」と捉えられることがあるので、「火点室の特定」ではどうか？

●宮田委員

P92②ですが、「2.3 のとおり」のどこを見ると退出を意味するジェスチャーが明確に定めていないと読み取れるのか？

私は、これが根拠となるものが分からなかった。

P92①の「2.3 のとおり」についてもどの部分が、資機材個別の取扱い要領であるのか分からない。

●伊藤委員

ここはP72の(6)ではないか？

●中西委員長

ここはP92の上の2.3は2.3.2(6)と記載する。

同じくP92の下の2.3は警防活動基準にと変更する。

●伊藤委員

ジェスチャーは、基準で定める性質のものではないと思うがどうか。隊として共通認識が無いぐらいのレベルではないか？

○事務局

今回のジェスチャーの關係を受けて、年度末に火災活動要領を「合図」という表現として新たに定めている。

●中西委員長

警防活動基準に退出を意味するジェスチャーが定められていないと記載されても、既に改正されていることになる。

●宮田委員

本文中の趣旨には影響ないのですが、「関与」という言葉が出てくる。

私の方から事務局へコメントしているが、「関与」に違和感があり、「関係」や「影響」の方がいいのでは？

●中西委員長

私は、「関与要因」という言葉をよく使うので違和感はない。

●大豆生田委員

私も「関与」という言葉がネガティブワードに聞こえる。「関係」であれば、数学の

論理でも使用するから、偏りのない表現であると思う。

●伊藤委員

「影響」という言葉も捉え方によっては、ネガティブの印象がある。
専門用語であるのであれば「関与」でいいと思う。
「関係」や「影響」は人によって捉えられる印象が異なると思う。
「関与」が一番ナチュラルに感じる。

●村井委員

私も初め「関与」という言葉に違和感を感じた。
専門に使われているといえ、そう感じるのだが、可能性の話をしているので「影響」程度でいいと思う。

●中西委員長

ネガティブにならない表現として、一般の事故調査の中では使用されているので、支障なければ「関与」がいいと思うが、前後の文章で「影響」が良ければそれでもいいと思う。
とりあえず、このままにして最後に決めたいと思う。

～ 3.3 1番員が後続して退出してこないことを2番員及び3番員が気付かなかったことについて ～

3.3に対応する対策としてコメントしている内容は、

- ・安全最優先のコンセンサス
- ・屋内進入の方法を妥当性をもって決定する基準
- ・各退出方法に伴うリスクの教育
- ・異なる隊の間で安全に関わることを積極的に助言しあう組織風土の醸成
- ・火災の進展の状況を逐次的に現場隊員に情報提供する体制の再構築

をあげた。

●宮田委員

(1)の「屋内進入の要領が明確に規定されていないことに・・・」と記載があるが、進入方法が具体的に示されているのか？何が明確に記載されていないのか？分からない。記載してもいいものなのか？

●伊藤委員

大豆生田委員の意見同様、逸脱という言葉は厳しいのではないかと私も思うが、しかし活動基準の中で屋内進入の原則、煙中進入時の留意事項等、火災防ぎょにおける安全対策には同じように、確保ロープを設定して照明器具を保持し、退路を確保して進入すると記載されている。

これをもって、明確に規定されていないと記載していいのか？

規定はされているが、特に守られないことについて見逃されている程度の記載ではどうか？

●中西委員長

屋内進入の原則に対して、明確に規定していないと記載していいのか？

提案として、「・・・のとおり、屋内進入の原則は規定されているものの、安全性よりも迅速性と効率性を重視する活動を許容する状態であった可能性が考えられる。」とする。

●宮田委員

(1) のロープ設定をせずを、外と繋がっていないということで、ロープ及び投光器の設定をしない方法を取ったこと、ホースしか使用していないことを記載した方がいいと思う。

●中西委員長

P93 の最後の葵特別救助隊は信号機付投光器を使用しており、駿河特別高度救助隊はロープ設定も、ロープの代用となる信号機付投光器もいずれも使用せず、ホースを活用した退出方法を行ったことと記載する。

●伊藤委員

(1) の題目の部分の変更も必要であると思う。

信号機付投光器のケーブルも活動障害になると考えていたので、ロープ及び信号機付投光器のケーブルの設定をせず、に変更が必要である。

●村井委員

(1) 本文の屋内進入時にロープや信号機付投光器のケーブル・・・と変更になる

●伊藤委員

退出方法の選択基準について、基準という言葉を用いると他にも方法があるのかと考えてしまう。

●中西委員長

消防の活動はケースバイケースである中、どのケースの時にどのケースであるのか？ということであると思う。

緊急退避以外は基本的な退出方法であると認識しているがいかがか？

●宮田委員

緊急退避ではなかったにも関わらずと記載すればいいと思う。

●伊藤委員

退出方法が曖昧であったでどうでしょう？

●中西委員長

私は右のコメントにも記載をしているのが、再発防止としては現場隊員が適切な行動を当然のこととして行うためのマネジメント（規程の整備、教育、訓練等）がなされていなかったからだと思う。

曖昧なという表現は、どちらも悪くないというような感じにも読み取れる。

基本的な考え方が当たり前のこととして行われていなかったことになる。

そのような意味合いで記載したかったのだからいかがか？

屋内進入の原則があるので、誤っているようで間違っているという記載もないことも事実である。

屋内進入後の退出方法を要領に変更したらいかがか？

●伊藤委員

火点に背を向けて退出することについて、消防局はその危険性についての教育は実施していないということなので、退出時に火点に背を向けることは危険であるという認識がなかったことにより、曖昧であったという表現なら良いと思う。

●中西委員長

(2) のこのため、ホースを残置しホース伝いに容易に退出できるとの認識に基づき、火点に背を向けて退出する行動がとられた可能性が考えられる。で良いかと思う。

～ 3.4 1番員が火点室にいることをすぐに見つけ出せなかったことについて ～

●大豆生田委員

P98の火災性状の変化という表現は、性状は変化しないので、活動環境が悪化したと

記載した方がいいと思う。

●伊藤委員

一部文章を変更している。

資料3-1 P99の結論から「これらの要因としては、検索に係る指揮統制が行われていた救助指揮所では、退路途中の区画の検索を優先的に行う判断がされていたものの、火点室内の検索を行おうとするなどの検索箇所の変更や、火点室に進入するためには内部の環境を改善する必要があり、そのために必要な活動方針の変更について、現場本部において検討できる体制ができていなかった可能性が考えられる。」

「また、濃煙熱気により火点室に近づけなかったことが推定され、この要因としては指揮隊長及び小隊長研修会において区画火災の性状等の知識の習得に努めているものの、時間とともに火災は進展すること、活動環境は時間とともに悪化することなどの知識及び意識を十分に教養できていなかった可能性が考えられる。」

「さらに、検索活動の段階では、いずれも1隊ずつが交替で1線のみで進入し、各隊は十分な放水をしていなかったことが認められ、また、現場には多くの隊が集結し、複数の筒先を準備することができたにもかかわらず、複数のホース線による活動が行われてなかったことも認められる。これらの要因としては、屋内進入しながらの放水について正しい知識が浸透しておらず、放水による空間の冷却効果や窒息効果よりも、熱気層が崩れて視界等が悪くなるなど、放水することが活動の阻害要因となるようにクローズアップされることで、正しく効果的な放水がなされない状況となり、火勢を抑えながら進入し消火活動を伴いながら検索活動をするという、屋内進入時の基本的な戦術がとられていなかった可能性がある。」

一挙に複数隊が進入して活動ができなかったのか？と加筆した。

この内容を「分析」に記載するか？記載しなければ削除で構わない。

火災性状が変化して悪化した要因としては、水が足りなかったことであり、効果的に入らなかった可能性はあると思う。

マーキング箇所が資料2のP98中央の「また、・・・」部分に入れるか？となる。

今の状態では、放水していないことの記載がされていない。

23時20分頃は、検索と排煙のため、東側開口部の窓を破壊している時間である。

●中西委員長

検索時点をどこまで記載するかである。

検索は事実事項として記載は必要であると思う。

直後の検索は、1番員を発見できなかったことから詳細に記載するが、その後の検索活動も決してスムーズではなかったということは、記載している。

●伊藤委員

では、「また、・・・」の文章に、エッセンスとして記載する必要があると思う。

ここから、放水により変化があり、内部の状況も悪化しているが、掘り下げると焦点がぶれてしまうので、1行に満たない文章程度で記載してはいかがか？

●中西委員長

伊藤委員のいう水が無かったという放水と外からの放水は別の放水という認識でよいか？

外からの放水について、良かった若しくは悪かったという表現はする必要が無いと考える。結果論でありその放水の影響は分からない。環境悪化に繋がった可能性があると記載することは構わないと思う。

検索活動中の放水については、活動の評価に関わるところであることから、協議が必要である。

●大豆生田委員

放水活動という言葉が既に記載されている。これは23時20分頃以降の話であると思う。

先程、伊藤委員が説明された放水は、活動初期の放水であり、駿河特別高度救助隊の進入前から放水はしていないと記載した方が分かりやすいのでは？

●伊藤委員

かなり消極的な活動であったように見受けられる。

放水の効果よりも、放水の影響に引っ張られている感じがする。

途中でスイッチを切り替えて、活動が変われば良かったという思いも込めてなのですが。

●中西委員長

事務局としては、このあたりの見解はいかがか？

現場では様々な戦略があり、検索活動を敢えて難しくしてしまったのでは？

○事務局

放水により生じる水蒸気で環境を悪くするという事はある。

進入隊が濃煙熱気により、活動困難であるという状況から東側開口部を破壊により開放、内部の冷却を行った事実はあるが、その切り替えが伊藤委員はもっと早い段階で必要では？という意見か？

●伊藤委員

結果論になるが、1番員の人命検索に切り替わった時点で、建物内にもっと複数隊が進入して活動することができたのではないかと意見である。

途中から屋内進入ができない状態となっており、消防力が劣勢になる前に、この部隊数であれば、優勢にすることが可能であったのではないかと。

○事務局

救助指揮所では、検索活動のローテーションを組んでいる。複数隊の進入も検討したが、活動拠点となるエレベーターホールが狭いこと、その中で複数隊の活動を取りやめたと確認している。

ホースラインについては、3線までは用意できているが、1隊ずつ進入しているので1線のみ使用している。

●中西委員長

やはり検索活動をどこまで記載するかになると思う。

この部分だけでもこれだけの分析や意見があることから、全てを記載すると報告書の論点がぼける。

事実情報については記載しなければならない部分もあるが、初期の検索活動の時間経過が火災性状の悪化をもたらし、不明直後の検索を阻んだことを中心に書くのがまとまりがよいと思う。

●伊藤委員

23時20分頃東側開口部の破壊は事実情報で排煙のためと記載しているが、外部から放水しているので排煙になっていない。

この部分を記載して、火災環境が悪化して検索活動への影響を推定として記載すればどうか？

●中西委員長

例えば、「23時20分頃からの排煙を意図した開口部の破壊及び放水活動の影響で」と加筆するのはいかがか？

●宮田委員

P98の上から4行目であるが、今まで「22時04分頃、指揮1が単独で3階フロア内の状況を確認した際、単独での進入は危険と判断したため、給湯室内の自動火災報知設備受信機の警戒区域表示の確認はされなかった。」と新たに記載しているが、これは事実で良いのか？

今までは受信機のことについては、全く認識していなかったのでは？と思う。
単独であったため、自火報を確認に行けなかったということなのか？

○事務局

指揮1が単独で屋内進入したが、図面の確認をしていない。最終的には給湯室方面に向かっているが、この箇所に受信機が設置されていたことに関しては把握していない。
濃煙熱気により、これ以上の進入は危険と判断して引き返している。

●宮田委員

この表現では、給湯室内の受信機を確認に行きたかったが、単独での進入が危険であると判断して行かなかったと読める。

その後の文書で自動火災報知設備の状況確認がされなかったに繋がっているため、3階フロアの状況を確認した際、給湯室内の警戒区域表示の確認をしていなかったという表現になるのでは？

●中西委員長

指揮1番員は、単独で3階フロアの状況を確認し、これ以上の進入は危険と判断して退出した。その際、給湯室内の自動火災報知設備の受信機の確認はなされなかった。と分けて記載することがいいと思う。

●宮田委員

厳しい言い方になるが、防火対象物の台帳が用意されて、そこから誰も受信機の確認を助言しなかったことは、自動火災報知設備の事をここでしか記載しないのであれば、記載した方が良いのでは？

●中西委員長

22時04分頃、指揮1が単独で3階フロア内の状況を確認した際、単独での進入は危険と判断した。その際、2.3.3のとおり、指揮隊活動指針の中では自動火災報知設備の状況確認が規定されているものの、給湯室内の自動火災報知設備の受信機の警戒区域表示は、誰も確認できなかった。

●伊藤委員

指揮1は、元々受信機が存在がわからなかったのか、現着時には自動火災報知設備の鳴動音は聞こえていたのか？

○事務局

現着時には白煙が漂い、ベルが鳴動していました。

●伊藤委員

であれば、状況は確認しているが物理的に濃煙熱気により行けなかったように記載して良いのではないか？

確認に行こうともしなかったのか？確認したいができなかったのか？

そのあたりの意識的なところはどうだったのか？

○事務局

指揮1は、北側通路で熱を感じて、これ以上の進入は危険であると判断して退出したと聞いています。

指揮1は、現着後、関係者と接触をして状況確認で進入をしている。この時点ではまだ台帳の図面は確認できていない。

給湯室側に向かっているが、その付近に受信機があるという認識はない。

●伊藤委員

結果論として、3階は堅穴区画以外は1警戒区域であったことから、自動火災報知設備の受信機を確認しなかったから、長時間燃焼に繋がったと言うことは難しいと考える。

通常、複数の警戒区域が存在した場合、まず受信機の警戒区域表示から出火箇所を特定し、確認する。

火点確認も必要であるが指揮1は先ずは、受信機を確認に行くことも1つである。

●中西委員長

指揮1の情報収集として、まず自動火災報知設備の受信機を確認するという事は、基本的なことでもいいのか？

であれば、そのことについては記載が必要であると思う。

全体として記載したいことは、指揮体制がしっかり行われていたのか？情報収集ができていたのか？

確実に出来ていなかったことが、今回の延焼拡大に繋がってしまったのかということである。

伊藤委員の意見はそれを全体的に記載しているものであり、結果因果関係として繋がっているのか？と問われるところである。

受信機の確認は必ず見ておくものであり、確認していないことが、情報収集ができて

いないことと繋がるのか？

●伊藤委員

受信機の表示で、確実にこの区域が出火箇所であると特定されるのであれば、ここまで記載してもいいと思う。

3階フロアのみの表示であれば、3階からの出火は見ればわかることなので、記載する必要はないと思う。

●中西委員長

それでは3.5 その他の要因に進む。

～ 3.5 その他の要因 ～

●伊藤委員

確認ですが、配備されている保冷剤は、出動時1番員は防火衣に入れていたのか？

○事務局

1番員は出動時に保冷剤は入れていません。

使用していないことは事実ですが、「2 事実情報」内に記載した方がよいか？

●伊藤委員

であれば、水分補給は行っていたが、保冷剤については入れていないことを記載する方がよいのでは？

●中西委員長

(2) 1番員が熱中症になっていた可能性の中に記載するほうがよいか？

●村井委員

基本的なことであるが、発災当時は台風が接近しており、雨が降っていたと記憶する。火災時には通り抜けていたが警報がでるような気象状況であった。

当時、最高気温は26℃までいっていない状態であった。

現場に入ってなら分かるが、外の環境下ではあまり熱中症とは考えにくいのではないか？

●伊藤委員

湿度はわかりますか？

●村井委員

気象庁の過去データからは、湿度は90%以上である。22時が気温25℃湿度98%である。

●伊藤委員

熱中症は湿熱環境が関係することから、熱中症にはなり得る環境であったと考えられる。

隊員たちがどのような環境下でいたかが分からないが、記載するのであれば、湿度も明記した方がいいと思う。

●大豆生田委員

「長時間」と「80分」と2つの表現の仕方があるがどちらが正しいか？

●中西委員長

その箇所の文章的な書き方もあるので、間違っているわけではないのでそのままでもいいのではないかと？

「3分析」については、これでほぼ確定とする。

事務局は出来る限り早く修正した報告書を委員へ提出していただきたい。

各委員には本日の修正内容のみの確認としていただく。

資料3「4 結論」ですが、4.1分析の要約であるが、本日の分析の修正から直していく方向で進めていく。

2つ方法があるが、分析の要約として(1)とか、アとかの直接要因の項目で構成するのか？それとも再発防止策に繋がるような、どのようなことが関与していたのか？という背景要因で構成するのか。

私は、「3分析」の(1)やアの項目をリストアップしてもあまり再発防止には繋がらないと思っており、事実に基づいた詳細を記載しても要約にならないと思っている。

どちらかという、どのようなことが関与していたのか？をまとめるような選択をした方がいいと考えている。

それでは、4.2原因を確認する。

～ 4.2 原因 ～

●伊藤委員

資料3-1 P100であるが、委員長が作成した文章と同じような記載となっているが、

組織的要因と背景的要因に分けて表現してみた。

メッセージとしては、委員長の文章にほぼ入っている。

●中西委員長

4.2 原因は、このような方法で表現することとします。

資料4、資料4-1に関してですが、「5再発防止策」として、このような項目だしをした。

伊藤委員の資料4-1のように、冒頭に記載すべき内容は記載する。

さらに、資料4で考えられる再発防止策を項目として出した。

「5.2 事故後に消防局により実施された事故防止策」と「5.3 今後必要とされる再発防止策」を検討したが、評価することが難しいので、この2項目はやめて、今後の消防局でどのような対策を講じられるのか？は別途、消防局が独自で公表するなどのことをすべきであると考え。

方向性としてはいかがか？

事務局としてはいかがか？

○事務局

はい、了解致しました。

●伊藤委員

委員会中に何度も話したが、「緊急退避・退出や救出方法などの活動要領を定め」の部分にフォーカスされることは反対である。

今回の事故において、もしこれがあれば事故が回避できていたのか？早期に救出できたのか？と検討すれば「違う」という結論に達すると考えられるからである。

消防局が必要と判断するのであれば、独自で上乗せする対策を検討すれば良いと思う。

●中西委員長

私も伊藤委員と同じ考えを持っている。

民間の企業で適切な事業ができていなければ、業務停止などとなるが、消防は業務を停止するようなことはできない。だからこそ適切な教育や訓練を行って、継続的に使命を果たさなければならない。

一番重要なことは、日々訓練しておられる隊員の皆さん、これから静岡市消防局に入ってくる若い職員が、安全な状態で活動できる環境を構築することであると考え。

(5) その他

○事務局

次回開催につきましては、日程調整後に後日報告させていただきます。

(6) 閉会

以上を持ちまして、第7回静岡市葵消防署管内建物火災事故調査委員会を閉会します。